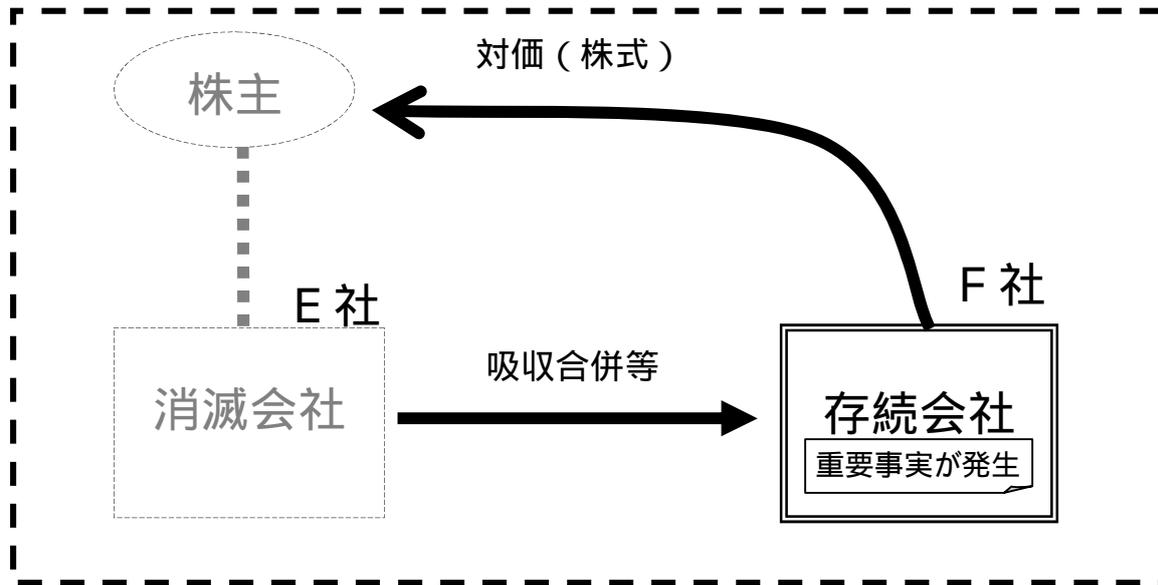


新株発行と自己株式交付に関する見直し



	現行	見直し案	考え方
自己株式交付	規制対象	規制対象 (組織再編時) 規制対象外	<p>(組織再編のプロセス) 組織再編では、組織再編当事者においてデューデリジェンスが行われ、会社の事業や資産負債の状況(内部情報)について精査されるなど、対価の相当性が慎重に吟味される。また、原則として株主によるチェックを経て実施されることとなる。 これらを踏まえると、<u>組織再編の相手方の知らない未公表の重要事実(内部情報)を利用したり、それに基づいた不正な取引が行われたりする蓋然性は典型的に低い。</u></p>
新株発行	規制対象外(売買等にあたらぬ)	規制対象外	<p>(インサイダー取引の保護法益との関係) 仮に、組織再編の対価の決定プロセスに不正があったとしても、組織再編当事者間の問題(損害賠償等)であり、証券市場における取引とは関係性が低いため、<u>証券市場の公正性・健全性に対する一般投資家の信頼を損なうおそれは典型的に低い。</u></p>